

鴻巣市上下水道事業運営審議会の進め方（案）

1 審議会の目的

上下水道事業の健全な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、鴻巣市上下水道事業審議会を置く。

この審議会は、鴻巣市上下水道事業運営審議会条例第2条に基づき、「鴻巣市下水道経営戦略」の案について調査及び審議を行う。任期は、諮問にかかる審議が終了するまでとする。

2 場所

原則、鴻巣市役所の会議室とする。

3 日程

以下の審議スケジュールを踏まえ、全4回を開催する。

日程	議題（予定）
第1回 8月28日（火）	(1) 審議会の進め方 (2) 経営戦略案の説明・審議 ア 鴻巣市下水道事業経営戦略策定の経緯 イ 鴻巣市下水道事業の現状と課題 ウ 鴻巣市の経営理念 エ 将来の取り組み
第2回 9月28日（金）午後	(1) 経営戦略案の説明・審議 ア 第1回審議内容の修正案提示 イ 事業計画と財政の見通しについて (2) パブリックコメントの実施について
11月上旬～	パブリックコメントによる意見募集（30日間）
第3回 1月上旬	(1) パブリックコメントの意見と回答 (2) 第2回審議内容及びパブリックコメントを反映させた修正案の提示 (3) 答申案
第4回 2月上旬	(1) 経営戦略案の答申 (2) 委員解囑

4 会議の公開

原則、会議は公開し、傍聴を認める。

また、審議会の配布資料及び議事録は、会議終了後に市のホームページに掲載する。

以上のほか、住民への情報提供、意見聴取に努めるため、パブリックコメントを30日間実施する。

5 委員の出席

各委員への審議会開催通知は、開催日が確定後、速やかに行う。

また、委員の代理出席は認めない。

6 会議資料の事前配布

会議資料は、あらかじめ委員へ提供する。

7 審議の進め方

【説明】

事務局から「鴻巣市下水道事業経営戦略案」（事務局案）を説明する。各審議の議題は、「3 日程」の審議スケジュール表を参照のこと。

【質疑・回答】

経営戦略案に関する事務局からの説明を踏まえ、事務局と委員間で内容確認などの質疑及び回答を行う。

【委員間協議】

審議会の議題に対し、委員間で協議を行い、必要に応じて、事務局または委員は経営戦略案の修正・追加を行う。会長は、会議毎に審議会の方向性を確認する。